大分市報
毎月1日15日発行
発行所　大分市役所
編集兼発行人
安東　玉彦
印刷所　高木印刷KK

大分市政だより

毎週日曜日午前七時から、ラジオ大分で放送されます。この時間は市のお知らせや、皆様方の声が放送されますので家中楽しくおきき下さい。

秋季火災予防運動始まる

出火したら「一一九番」に

今年の損害額三千八十万円

▼……十一月も中旬を過ぎると、そろそろ木枯しが吹き始め、これから火災シーズンに入るわけですが、大分市では、十一月二十六日から一週間全国一斉に行われる「秋の全国火災予防運動週間」に併せて「秋の火災予防運動」を行うことになりました……。▲

この運動は毎年行われていますが、社会生活の向上に伴い火気を使用する度合が多くなつたため、火災発生件数は年々増加の傾向にあります。

大分市では、一年間にどのくらいの火災が発生しており、どのくらいの損害を受けているかを、本年と昨年とで比較してみますと次のとおりとなります。

昭和三十三年十月三十一日現在
火災発生件数　五八件
損害額　三〇、九七五、二四五円
昭和三十四年十月三十一日現在
火災発生件数　七〇件
損害額　三〇、七八三、二三一円
昭和三十三年中
火災発生件数　八〇件
損害額　六二、二四一、三八〇円

このように火災の発生が多くなつていますが、損害額は反対に少くなつています。このことは市民の火災予防に対する認識と協力によるものでありますが、現下の火災事情は尚一層協力に予防運動を推進しなければならない実情にあります。したがつてこの運動の趣旨徹底を図り、火災のない明るい大分市を建設するため今一層市民の皆様のご協力をお願いします。

万一不幸にして火災が起きた場合は、一刻も早く消防署へお知らせ下さい。電話は「一一九番」をまわせば消防署がすぐ出ますので「おちついて」火災の場所を「はつきり」と云つて下さい。早く知らせれば少い損害ですみます。

写真＝15メートルのはしご操作にはげむ消防署員

身体障害者の巡回 診査更生相談会を実施

市社会課では、次により身体障害者（児）の巡回診査更生相談会を開きます。この相談会には、身体障害者手帳の交付を受けている方も受けていない方も該当者は是非ご出席下さい。

・十二月二日（水）午前九時－午後三時　大分市駄ノ原大分県身体障害者更生指導所
・十二月三日（木）午前九時－午後三時　長浜小学校講堂
・十二月四日（金）午前九時－午後三時　東大分小学校講堂

（二）相談対象者
（イ）耳の遠い方、眼がよく見えない方、手足の不自由な方、その他身体に障害のある方。
（ロ）補装具（盲人安全杖、松葉杖、眼鏡、補聴器、義手、義足、車椅子）の交付、又は修理を希望する方。
（ハ）更生医療を受けたい方。
（ニ）技術修得のため、光明寮、更生指導所等に入所を希望する方
（ホ）整肢園等施設に入園を希望する児童。
（ヘ）就職並びに生活指導等の相談を希望する方。
（ト）現在手帳をお持ちの方で昭和十九年十月、等級法改正による書替未了の方。
（チ）手帳の交付、氏名及居住地の変更等されたい方。

（三）（イ）新たに手帳の交付申請及び書替の申請には写真（縦四センチ、横三センチ）一枚と印鑑を持参して下さい。
（ロ）当日医師の診断其の他はすべて無料です。但し、内科的診断は行いません。

なお、障害年金の支給を受けようとする方で、医師の診断書の必要な方は、できるだけこの期間を有効に利用して下さい。

市民相談係より

市政に関する苦情、その他お問合せ事項は市民相談係にご相談下さい。直ちに調査の上ご回答いたします。なお、お問合せ等はお電話、またはお手紙でも結構です。

防火標語の懸賞募集

大分市では火災予防運動の意義を広く一般に普及し、警火心の高揚徹底を図るため次の要領で標語を募集します。

一、種目
1、防火の標語
2、官製ハガキに一人一題
二、締切期日
十一月二十四日まで
三、宛先
大分市荷揚町、大分市消防署
四、発表
大分市報　十二月一日号
五、入選　特選以下記念品を贈呈
1、特選一名　2、入選三名
3、佳作若干名

市県民税第三期分 滞納者に督促状を送る

新しい納税制度になつてから、僅か二ケ月半ではありますが、市民の皆様方のご協力で滞納額は次第に減つて、納税成績はだんだんよくなつて来ました。

市県民税第三期分は十月三十一日が納期限でしたが、納期内に納税しなかつた滞納者には十一月二十日づけで督促状を差上げますので早めに納付して下さい。又書面にも書いてありますように一度に納められない方は市役所徴税課までおいで願い、事情を聞いて納め易い方法を相談することにしています。面接指定日にどうしても来られない方や、その他の連絡の必要な方は切手のいらないはがきを同封してありますのでご利用下さい。

もとより納税については、市民の皆様方の深いご理解とご協力によらなければならないところが非常に大きく、その成果いかんが直ちに市財政の運営に影響してまいります。今後とも市税の完納については一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

米の配給制度が変る 一ケ月の配給量は内地米六キロ

十一月一日から米の配給制度が次のように改善されました。

◎増配
内地米配給量を、従前の一人一ケ月十五日分（五、四七五キロ）を十六・四日分に増加し、一ケ月当り六キロとする。

◎キロ建配給
従前の一人一日当り三六五グラムの配給日数による配給量を改め、一人一ケ月当りの配給量をキロ建で表示する。十一月以降の配給量は次のとおり。

▼一般配給　内地米、六キログラム（一六・四日分）　徳用米（⑴陸稲、⑵準内地米、二キログラム（五・五日分）

▼妊婦加配　内地米　一キログラム

▼在宅結核患者加配　内地米一・五キログラム

◎傾斜配給
生産県内で配給辞退米を知事の実施計画により、消費率の高い地域に対し最高一人一ケ月当り二キログラムの範囲内で増配する。大分市では十一月中この配給を実施する（傾斜配給は、毎月知事の指示に従い行うので、毎月継続して実施するとは限りません）

◎外食券制度の廃止
入院患者については、正規の転入手続により入院し、短期、急患等の入院患者については、病院からの申請に基き、その給食用米を病院に配給する。また入院患者が米を持参して病院に売渡すこともできる。

◎外米（⑶徳用米）の配給制廃止
外米は配給通帳によらず自由に買うことができる。

◎新旧配給通帳の切替について
現在使用中の配給通帳は、有効期間が本月末までですがキロ建配給に伴い通帳の様式改正が行われます。しかし通帳の印刷その他の関係で国からの交付がおくれるため、切替は来年一月末日か二月上旬になる見込みです。従つてそれまでの間は、旧配給通帳を使用して配給を行います。

自轉車は緩速車道を

昭和通

舞鶴橋から県立病院までの昭和通りの舗装工事は、工事期間中いろいろと市民の皆様にご不自由をおかけしましたが、一部分を残し立派に完工いたしました。ところが、せつかくできあがつた道路もここを利用する人々のちよつとした不注意により、朝夕のラツシユ時には相当混雑しているようです。

そこで下の図に示したように、歩行者は並木の両端の歩道を、自転車等の緩速車は、グリーンベルト（分離帯）と並木の間を走り、道路の中央部は自動車等の高速車が運行するよう心がけたいものです。特に自転車で通行する方は、この点に留意し、自動車の運行にさしさわりのないようにして下さい。

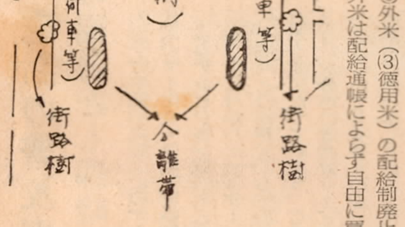

第九回菊花大会の入賞者決まる

大分市花卉同好会主催の第九回菊花大会は十一月三日から六日まで若竹公園で開催され、その結果次の方々が入賞しました。（敬称略）

◎大菊の部
優賞　久田益三（市長盃）
足立徳男（大分銀行頭取盃）
地賞　高橋春八、三宅正孝、波多野辰雄、深瀬　実
人賞　安本　恂、幸　利夫、植木林平、河野　当、大沢秀子、舞鶴高校園芸部

◎大菊競技花の部
優賞　高橋春八（大分合同新聞社長盃）
地賞　波多野辰雄、幸　利夫
人賞　植木林平、久田益三

◎盆栽の部
優賞　山田菊夫（大分県知事盃）
地賞　植木　茂、田崎英一、山下到
人賞　陶山嘉六、安部由夫、喜多島牧太郎

◎懸崖の部
優賞　佐々倉虎生（大分市議会議長盃）
地賞　植木林平、山田菊夫
人賞　安部由夫、陶山嘉六、藤原虎太

◎大菊切花の部
優賞　波多野辰雄（大分商工会議所会頭盃）
地賞　安本　恂、陶山嘉六
人賞　多島田滝雄、深瀬　実、桜井清己

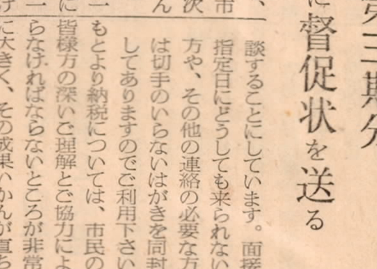

写真＝ずらりと並んだ菊の花

社会福祉協議会に寄附

市社会福祉協議会は次の方々から香典返しにかえて金一封のご寄付をいただきました。ご芳志のほど厚くお礼申上げます。

磯部清彦氏　米屋町
首藤貞女氏　金池町十六組
後藤新一氏　勢家町八組
荒巻シン氏　上野東三組

また中島六条二丁目井上スミ氏から香典返しにかえて金一封を清心園に、八幡大久保山元茂吉氏からも金一封を清心園にご寄付いただきましたので、併せて厚くお礼申上げます。

米の配給店の登録変更

－二十一日まで－

十一月十七日から二十一日（正午まで）の間に、主食、職場給食業務用などの米の配給店の登録変更を行います。

変更希望の方は、その世帯の代表者が主食購入通帳と印鑑を持つて、市商工観光課か、出張所に申込んで下さい。しかしこれまでの登録店に配給代金の未払があればできません。

登録変更後の米の配給は、十二月からで、次回（昭和三十五年五月頃）まで、この変更手続はできません。

変更届用紙は、同課と各出張所に用意してありますので、申込の際、その場で記入して下さい。

商工観光課

国民健康保険シリーズ

◎手続き
国民健康保険で診療を受ける場合は、市から交付した被保険者証を医者の窓口に出して治療を受けます。

保険診療は被保険者証を出したときから始まりますので、診療を受ける場合は必ず保険証をご持参下さい。なお治療を受けた場合は、本人がその都度半額を医師の窓口で支払つていただくことになります。これを一部負担金といいます。

◎療養の給付
保険で受けられる利点で主だつたものは病気や、けがの治療ですが大体次のような治療が受けられます。

一、治療を受けられる範囲
1 診察（初診、再診、往診及び処方箋の交付を含む　健康診断を除く）
2 薬剤又は治療材料の支給（[illegible]眼鏡、補聴器、義手、義足、[illegible]を除く）
3 処置手術その他の治療（[illegible]による[illegible]手術、[illegible]のための[illegible]）
4 病院、診療所への収容（入院料食事料、寝具料を含み、お産（[illegible]）のための入院は含まない）
5 [illegible]（[illegible]、充てん、インレー[illegible]で定めた健康保険の[illegible]）
6 看護（重病人などで、常時看護を必要とする状態にあり、医師が必要と認めたとき看護婦をつけること）
7 移送（重症な場合主治医が患者を病院等に移送する必要があると認めて移送したときの車馬賃）

二、保険を扱う医療機関
右の治療は、県に登録された保険医療機関では全部行います。市内には九九の一般医と五八の歯科医が登録されており、県内でも殆んど全部の医師、歯科医師が保険をあつかうことになります。県外でも多くの医療機関が大分県の患者をあつかうことになつており、官公立、日赤病院等はどこでもつかえます。
保険医が出した処方箋によつて保険薬局で薬をもらう場合も半額となります。

三、療養費
旅行先などで指定の医療機関以外の医師にかかつたり、柔道整復師にかかつたときは、療養費の全額をひとまず支払い、その領収書と診療内容明細書を添えて市に請求すれば保険診療をした計算により半額を支払います

四、給付の制限
1 同一の病気やけが又はこれがもとで病気になつたときは、その病気については市の保険で治療をうけはじめてから三年間治療がうけられます。
2 次のような場合は国民健康保険制度の目的に違反しますので給付はできません。
⑴自分の犯罪行為又は故意に事故を起したためのけがや病気
⑵けんかや又は著しい不行跡によるけがや病気。
⑶他人から、けがをさせられたときで相手方から治療費を出してもらうことができるとき

五、その他
治療の外被保険者がお産をしたときや、被保険者が死亡されたときにお祝又は見舞金として現金が支給されることになります。この金額は後日議会で決められます。

◎基礎調査表の用紙は各家庭に配布してありますので、未提出者は早急にご提出下さい。

社会課よりお礼

先般大分市並びに日赤大分市地区共催で伊勢湾台風水害義援金品の募集運動を行いましたところ、この趣旨にご賛同下され、諸事ご繁多の中にも拘らず多額の義援金品の醵出を戴き誠に有難うございました。お蔭をもちまして本市のこの運動が左記の通り予期以上の好成績を収めることが出来ました。これも一重に各位のご熱意とご協力の賜でありまして罹災者にかわり厚くお礼申上げます

記

大分市の水害見舞金　一、五二九、二九九円
見舞品　七七、三七六点

—福祉年金—

裁定請求書の提出は早く

市内の未提出者は約千人

市社会課では去る九月十五日から、老令福祉年金、母子福祉年金、障害福祉年金の裁定請求書の受付を行つています。これら年金の受給権者は現在大分市に約三千人いると思われます。ところがいままで、年金の裁定請求書を係まで提出された方は、老令関係者約千八百人、母子関係者約百九十人、障害関係者約百九十人となつています。そこでまだ裁定請求書を提出していない方は、なるべく早く裁定請求書をおだしになつて、年金を受給できるようにして下さい。裁定請求書の受付は市役所四階講堂で行つています。

なお各福祉年金の概略は次のとおりです。詳しいことは係までお問合せ下さい。

◎　老令福祉年金＝七十才以上の人に年金額一万二千円が支給されます。

◎　障害福祉年金＝日常生活に著しい制限を加える程度、すなわちその障害の程度が相当に重い廃疾の状態にある人に年金額一万八千円が支給されます。

◎　母子福祉年金＝夫に死別して義務教育終了前の子供を扶養する者に年金額一万二千円、子供が二人以上あるときは、第二子以降一人につき二千四百円が加算されます。

但し次のような場合には年金の支給が停止されます。

①　本人が厚生年金や恩給などを年一万二千円以上（障害福祉年金の場合一万八千円以上）もらうことが出来るときは、その間停止されます。

②　本人に市民税が課税されているときは、その年の五月から翌年の四月まで停止されます。

③　本人の妻又は夫の前年の所得に所得税が課税されているときは、その年の五月から翌年の四月まで停止されます。

④　本人を扶養する義務のある者が、本人をやしなつているとき、その者の前年の所得に二万三千六百円以上の所得税が課税されているときは、その年の五月から翌年の四月まで停止されます。

⑤　母子福祉年金で、母と同じ世帯に二十五才以上の丈夫な子供がいるときは、その間停止されます。

郵便の宛名ははつきりと

「郵便の宛名は正しく」と大分郵便局では去る一日より市民に呼びかけています。

これは宛名がはつきりしないため一度で配達出来ない手紙が全国で日に一九万通、大分局の場合でも三百通をかぞえるので、これをなくそうというものです。

このため大分郵便局では

（一）転居の時は必ず局まで新旧住所を届けること。

（二）下宿、間借、寮、勤務先宛などには肩書を忘れないこと。子供宛の場合は両親の名前を。

（三）中央通、昭和通、産業通など範囲の広い宛名を書かずに町名を入れること。

（四）県庁所在地以外の市には必ず県名をいれてほしいこと。

などを市民に望んでいます。

子供に恐ろしい百日セキとジフテリヤ

予防接種は必ず受けよう

晩秋から初冬にかけて百日セキやジフテリヤがはやります。

この百日セキやジフテリヤにかかると咽頭がおかされ、遂には呼吸が困難となつて窒息します。しかも主として子供に感染する恐しい伝染病です。これらの病気を完全に防ぐには予防接種以外に方法がありません。そこで市衛生課では次の日程で百日セキとジフテリヤの予防接種を行います。該当者は近くの場所でお受け下さい。

一、予防接種を受ける方

◎生後三カ月から六カ月までの乳児

◎昨年この注射を受けられた幼児は今年一回

◎小学校入学前六カ月以内の方

◎小学校卒業前六カ月以内の方

二、該当者で予防接種をしてはならない方

1◎熱のある方◎心臓血管系、腎臓又は肝臓に疾患のある方◎糖尿病や脚気にかかつている方◎その他医師が予防接種を行うことが不適と認める疾病にかかつている方。

2、病後衰弱者又は著しい栄養障害者の方。

3、アレルギー体質の方又はけいれん性体質者。

三、予防接種の料金。

1、初回免疫＝百日セキ、ジフテリヤ混合接種　百二十円。

2、初回免疫＝ジフテリヤ接種　三十円。

3、追加免疫＝百日セキ、ジフテリヤ混合接種　五十円。

4、追加免疫＝ジフテリヤ接種　十円。

第二回接種日に初めて接種される方も受付けます。

予防接種日程

接種月日			実施場所
第一回	第二回	第三回	
十一月十日	十二月一日	十二月二十二日	桃園、日岡、東大分、津留各小学校
十一日	二日	二十三日	住吉、長浜、金池、滝尾各小学校
十二日	三日	二十四日	荷揚町、春日町、八幡、神崎各小学校
十三日	四日	二十五日	中島、大道、南大分各小学校

接種時間は毎日午後二時から四時まで。

今年はやや不作

最盛期に入る大分ミカン

適度の酸味とすぐれた貯蔵力で有名な大分ミカンが、ぼつぼつ市場にお目見えするようになりました。

今年のミカンのできは二年続きの干害で樹勢がおとろえたのと、今年が裏年に当つたため去年より三割方減収で約千六百トンの収穫が見込まれています。早生ものはすでに出回つていますが本格的な出荷は十二月中旬以降で、大分別府両市の市場を通じて大半は地元で消費されます。最寄の関係で今のところ市営青果市場には、毎日三百キロ程度が入荷していますが、十二月、一月の最盛期には、一日約一万キロの大分ミカンが入荷するそうです。従つて小売価格も現在中級品で百グラム当り五、六円していますが、最盛期になるとこれが一割から一割五分ほど安くなるそうです。安くてうまい大分ミカンがふんだんに食べられるのももうすぐです。

目覚ましい電話の普及率

十二月から福岡とも即時通話

今年も又十月二十三日の電信電話記念日を迎え、大分市の電話も明治四十三年三月に初めてうぶ声をあげてから丁度今年で満五十年になりました。

当初わずかに加入数七〇であつたものが、今年の九月末までには五、三七七と大きく成長し、その普及率は九州でも第三位となつています。特に昨年自動電話に切替えられてからの電話の普及は目覚ましいものがあります（別表参照）又現在行つている天気予報や船舶電話などのサービス、マイクロ・ウエーブ中継によるテレビジョン放送などのほか、十二月からは時報サービスや福岡との即時通話も実施される予定になつています。このように大分市の電話はサービスの点についても又普及の面でも他都市に比べ少しも劣るところはありません。

しかし日本電信電話公社の発表によると、全国ではまだ申込んでも取りつけられない電話が七〇万以上もあり、しかも今後どんどんふえていく傾向にあります。幸い大分電話局では今のうちなら取付希望に応じることができますので、電話を取付けたい方は、早めに申込んであとで困ることのないようにして下さい。

なお現在行つている天気予報サービス、近く行う時報サービスは無料だと考えている方が多いようですが、これは有料で一回七円となつていますのでご承知下さい。

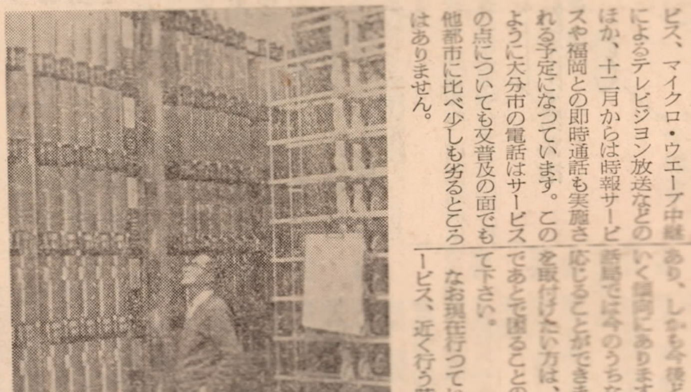

写真＝大分電話局の自動電話切替機械室

電話加入数の推移と人口との比較

年度別	明治42	大正10	昭和19	〃20	〃26	〃31	〃33	〃34.10
開通加入数	70	487	1.690	414	2.184	3.161	3.182	5.377
大分市民人口	30.127	46.669	72.814	65.553	96.626	113.019	114.918	118.562
普及率（人口100人につき）	0.2	1	2.3	0.6	2.3	2.8	2.7	4.5

「やさしい市税のはなし」を発行

お読みになつて回覧して下さい。

市徴税課では、「自主納税制度」に切りかえて以来、毎日各町内毎に納税懇談会を開き、席上「自主納税制度のはなし」と云うスライドを上映して、皆様方の納税に対するご理解とご協力を求めていますが、今回「やさしい市税のはなし」という美しい小冊子を発行し、市税に関する認識を更に深めていただくことにいたしました。

この小冊子には、一般的な市税のはなしはもとより、市税がどのように使われているかという市税の行くえや、馬鹿にならない延滞金と延滞加算金の話から納税貯蓄組合の結成方法まで誰にでも分りやすく理解できるように作られています。

市徴税課では近く、この小冊子を各町内の組単位に配布し、組長さんを通じて全世帯に回覧していただくことにしています。どなたも是非一読の上、市税に関する認識を深め、市税完納にご協力下さい。なおお読みになつたらごめんどうでも次の家庭へ回覧し順次お廻し下さいますようお願いします。

写真＝出来上つた小冊子

「成人の日」記念感想文を募集

市教育委員会は昭和三十五年一月十五日に成人式を迎える人たちの記念感想文を募集しています。感想文は成人となるにあたつての感想、希望、抱負、生活記録を内容としたもので、四百字詰原稿用紙十枚以内、応募資格は大分市在住者で来年成人となる人となつています。応募者は十二月二十日までに住所、氏名、職業、性別、生年月日を明記して、大分市金池町教育委員会宛お送り下さい。

技能検定試験を実施

昭和三十四年度の技能検定試験が来年一月実施されることになりました。技能検定試験は労働者の技能を検定して公証しようとする国家検定制度で、こんど実施される検定職種は建築大工（二級）、[illegible]（二級）の二職種です。詳しいことは大分県職業安定課訓練係までお問合せ下さい。

小児マヒ予防接種の申込みを受付

小児マヒの予防ワクチンが僅少入荷いたしましたので、接種希望者は十一月二十五日までに市衛生課にお申込み下さい。料金は一人当り千五百円程度です。接種の実施日と実施場所は、申込者に直接お知らせします。なおワクチンの数量に制限がありますので申込者多数の場合は、抽せんにより決定いたしますので予めご了承下さい。

美術刺しゅうの講習会

従来行つています美術刺しゅうの工賃値上げが実施されましたので、十一月二十四日から一週間毎日午前九時半から四時まで金池町中央公民館内西側、豊美会で講習会を開きます。希望者は二十三日まで豊美会にお申込み下さい。受講料は千円ですが、今回に限り七百五十円（材料実費のみ）といたします。受講者は当日、裁縫道具、新聞紙、筆記具、弁当をご持参下さい。

ガス安全使用強調月間

十一月一日－十一月三十日

安全も利便もガスは栓一つ

十二月の社会教育映画の試写会

十一月三十日午後一時から金池町中央公民館で「家族会議」と「農村の病気」の映画試写会を行います。

この映画は社会教育関係団体（青年団、婦人団体、ＰＴＡ、公民館等）や地域の成人層が社会教育を行う場合、或は地域単位で利用する場合などに無料で貸出すことになつています。希望者は、試写会（無料）をご覧になつてお申込み下さい。

家庭園芸

肥料の講習会

市農務課では、十一月二十六日午後一時から市役所第一会議室で肥料についての講習会を行います。この講習会はみなさんの家庭で行つている園芸を対象に、肥料と土壌との関係や肥料のやり方などについて、わかりやすく説明することになつています。自分の家の庭に草花や野菜や果樹などを栽培している方、又これからこういつたことをしたいと考えている方は是非ご出席下さい。

豚コレラの予防注射を実施

家畜伝染病予防法に基く定期豚コレラの予防注射を、十一月二十四日から次の日程により行います。豚の飼育者は、十一月二十二日まで飼育頭数を農務課に届出て下さい。なお、当日は豚舎を清掃して在宅していて下さい。

◎地区別注射日

二十四日＝八幡地区、二十五日＝中央地区（南大分を除く旧市内）、二十六日＝南大分地区、二十七日＝滝尾地区、二十八日＝東大分地区、三十日＝日岡桃園地区

◎注射料

体重十九キログラム以下一頭につき五十円、十九キログラム以上一頭につき百円を当日徴収いたします。

県税事務所も自主納税制度を採用

県税事務所では、今までの臨戸徴収による無駄な経費を省いて、皆さんのためになる事業に廻すため、十一月一日から県税を自分から進んで納期限までに納めていただく「自主納税促進運動」を進めており、次により皆様のご協力をお願いすることになりました。

一、十一月は個人事業税と所得税が重なる月ですから納期内に完納できるよう十分な準備をして下さい。

二、やむをえず納期限まで一時に完納できない方に対しては十一月二十日から三十日まで大分県税事務所に納税相談所を開設しますのでご利用下さい。

三、納期限までに完納しなかつたり、納税相談にもおいでいただけない場合は、督促状の指定期限後速かに滞納処分を行います。

◎お手もとにお配りしました個人事業税二期の納期限は十一月三十日です。今後とも「自主納税促進運動」にご協力下さいますようお願いします。

（県税事務所）

国庫債券を担保に貸付ける—公益質屋—

大分市公益質屋では、このたび公益質屋条例の改正により、遺族と引揚者の国庫債券を担保として貸付をするようになりました。ご希望の方はご利用下さい。貸付額は額面の十分の一以内、貸付利率は月一分、貸付期間は四ケ月となつています。

靖国神社参拝の団員を募集

大分県遺族連合会では、次の日程で靖国神社参拝の団員を募集しています。申込みは十一月二十五日までとなつていますが、人員に制限がありますので、なるべく早目に社会課までお申込み下さい。

◎日程　十二月五日大分発＝十二月十三日大分着

◎旅費　一人当り実費八千二百円

◎その他詳しいことは社会課までお問合せ下さい。